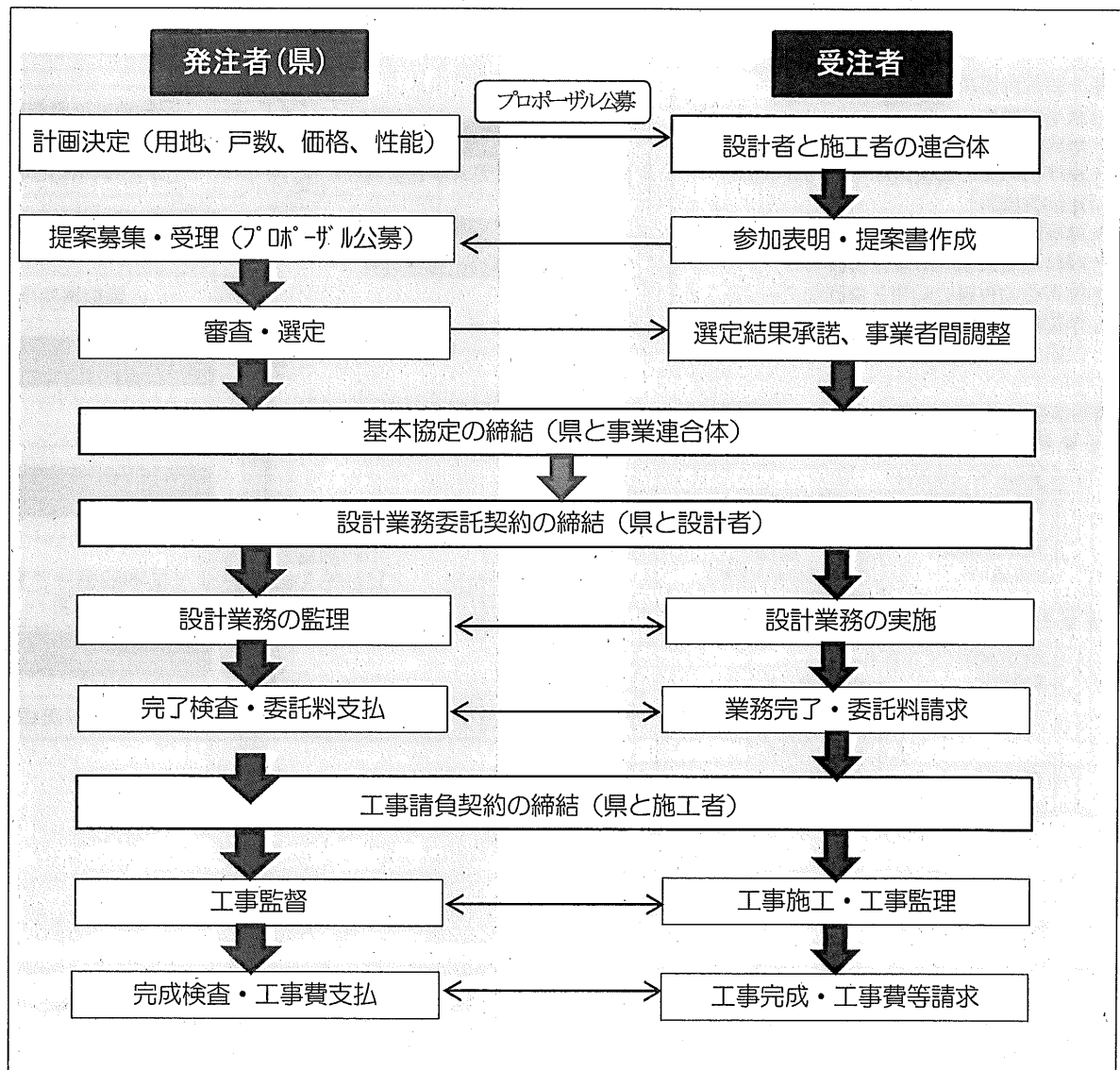
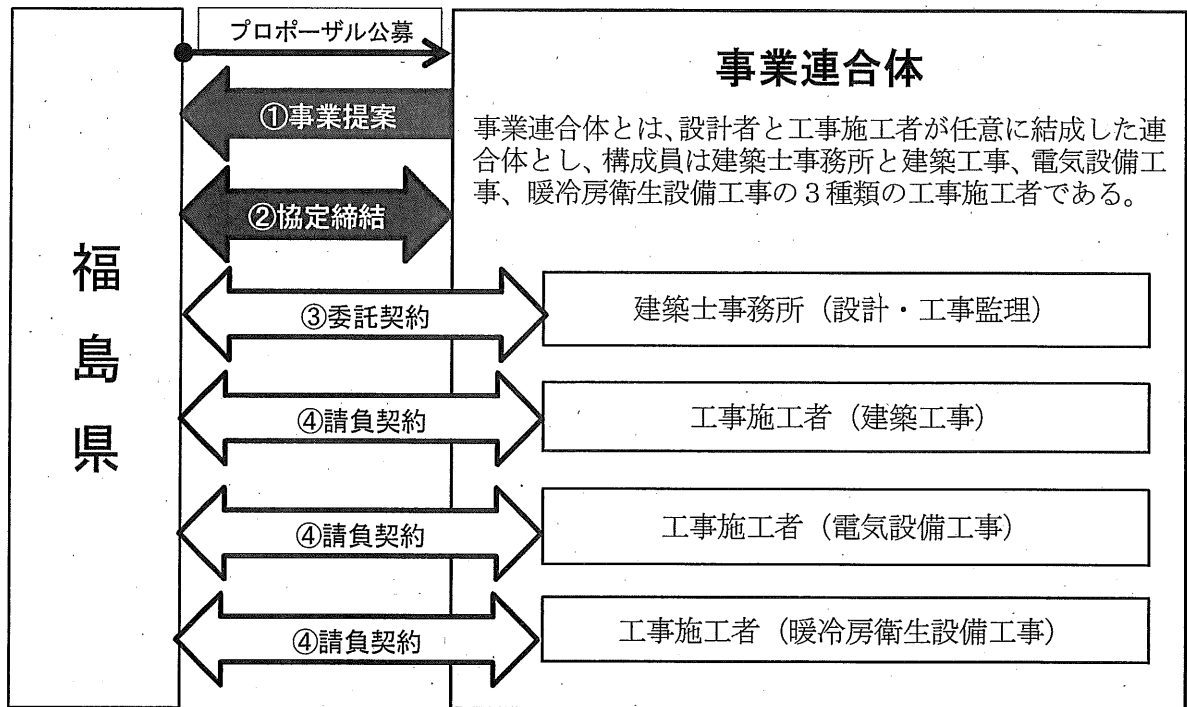


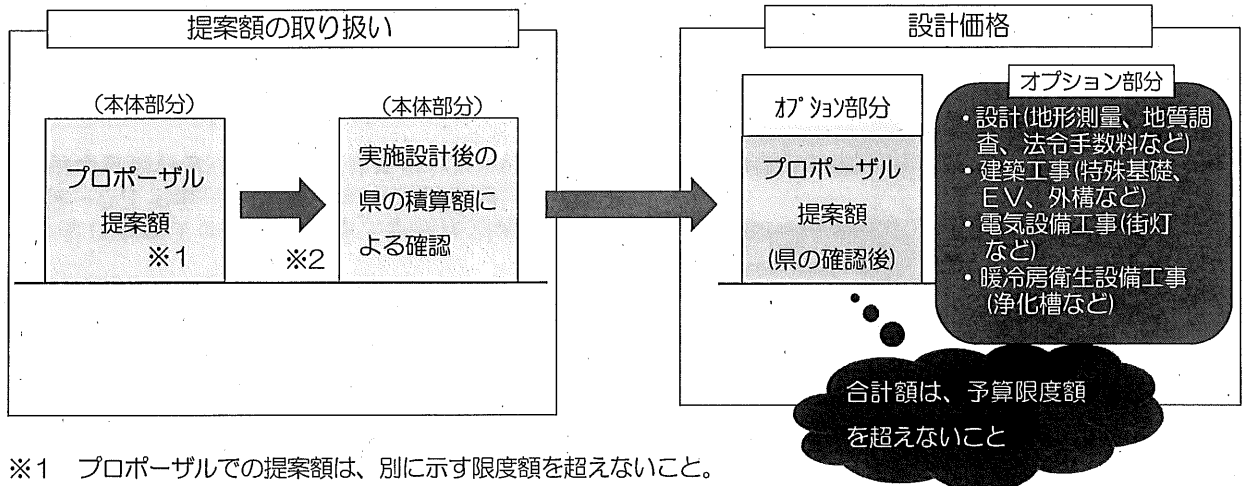
復興公営住宅整備における【設計施工一括選定方式】の導入について

1. 設計施工一括選定方式のスキーム



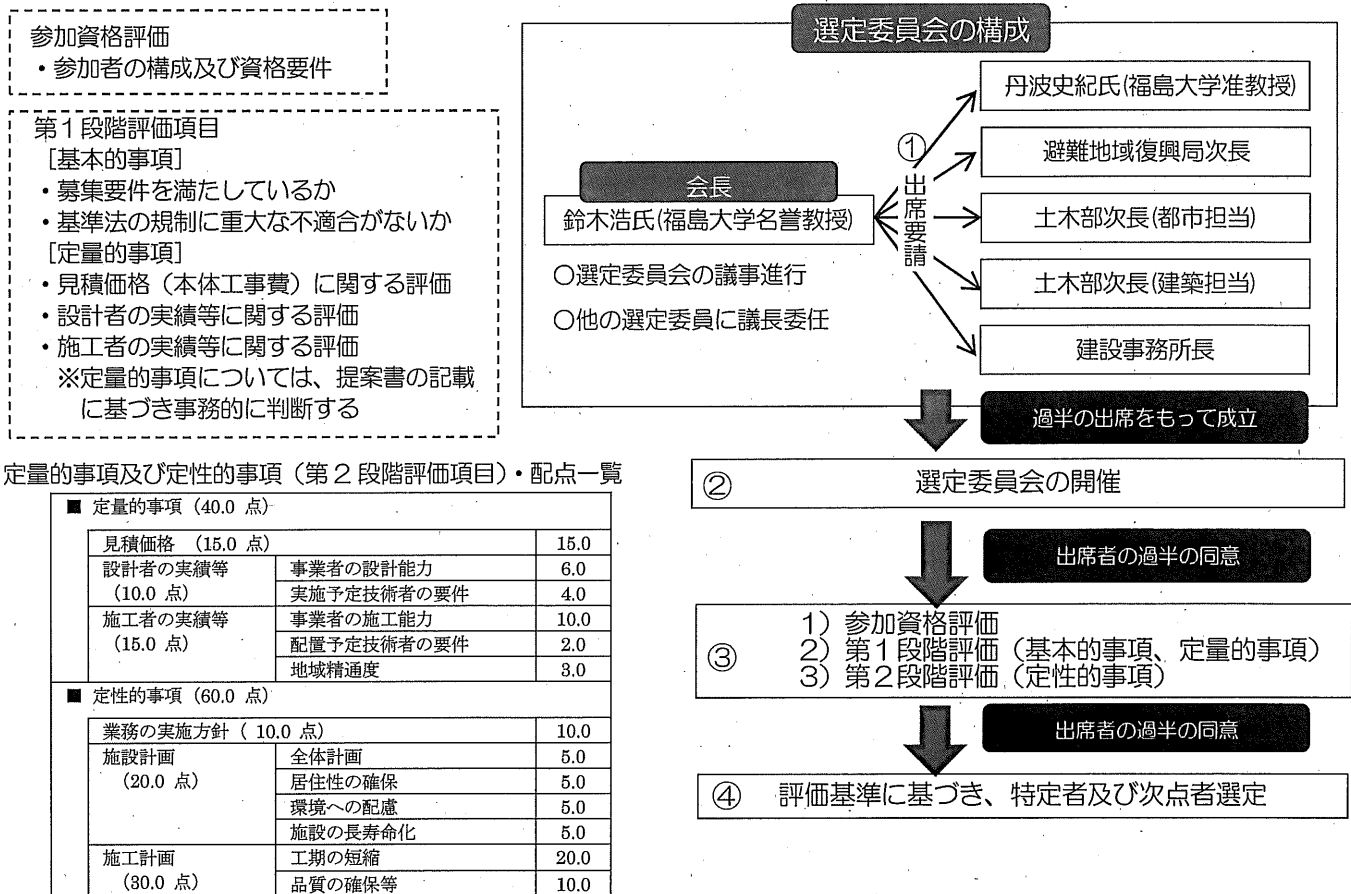
2 設計施工一括選定方式の設計価格

設計価格は下図の考え方により決定します。



3 設計施工一括選定方式の特定者及び次点者の選定方法

定量的事項の評価と定性的事項の評価の合計により、最高得点の者を、最も優れた提案を行った特定者として選定するとともに、次に高得点の者を次点の者として選定



復興公営住宅整備における【UR 都市機構】への要請について

平成 26 年 4 月 18 日

福島県土木部

復興公営住宅整備の加速化に向け、独立行政法人都市再生機構(UR 都市機構)との県営復興公営住宅の整備に関する協力協定を締結し、当該機構に対して住宅買取を前提とした建設要請を行うこととした。

1 UR 都市機構へ建設要請を行う理由

建設要請は、独立行政法人都市再生機構法第 14 条に基づくものであり、大規模災害時における住宅供給は UR 都市機構の本来の役割であり、早急な復興公営住宅供給を進めるため、住宅供給に膨大なノウハウと多様な人材を有する UR 都市機構の活用を図るものである。

UR 都市機構は、阪神・淡路大震災において当初 3 年間で 18,600 戸の住宅供給を行った実績があり、県が UR 都市機構へ建設要請を行う利点は、以下のとおりである。

□県による整備に加えて UR 都市機構による整備により住宅供給の加速化が可能である。

□UR 都市機構のもつ、標準設計や積算システムなど多くのノウハウを活用できる。

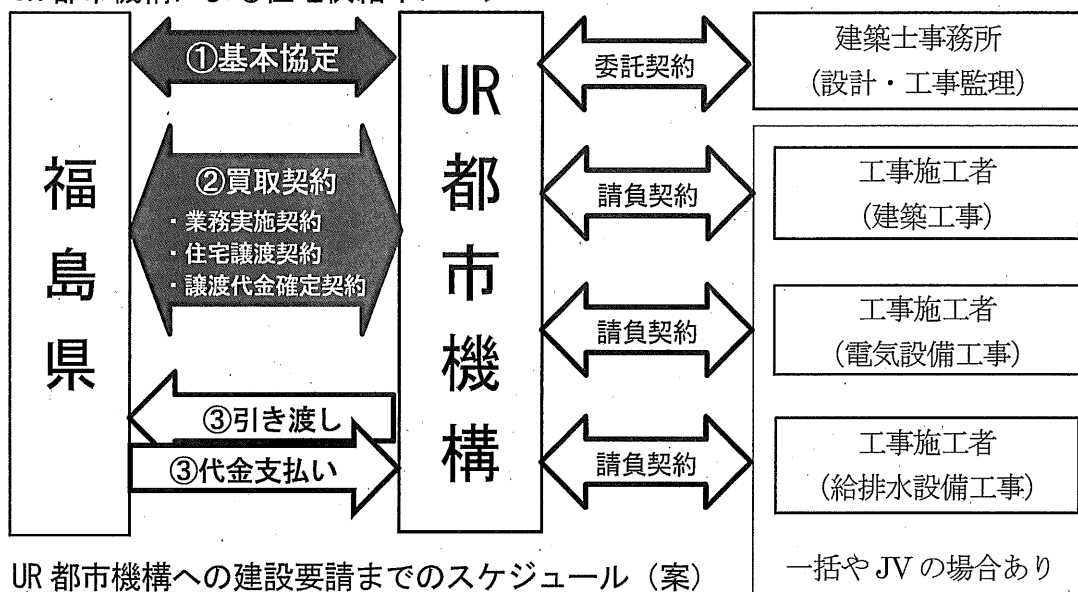
2 建設を要請する範囲等

(1)事業範囲：いわき地域の 1,000 戸程度

(2)業務内容：調査・鑑定業務、設計業務、造成工事、建築工事、工事監理業務等

(3)地元活用：UR 都市機構が発注する設計や工事は県内事業者等の活用を要請

3 UR 都市機構による住宅供給イメージ



4 UR 都市機構への建設要請までのスケジュール (案)

平成 25 年 11 月 5 日 福島県からいわき市への協力要請

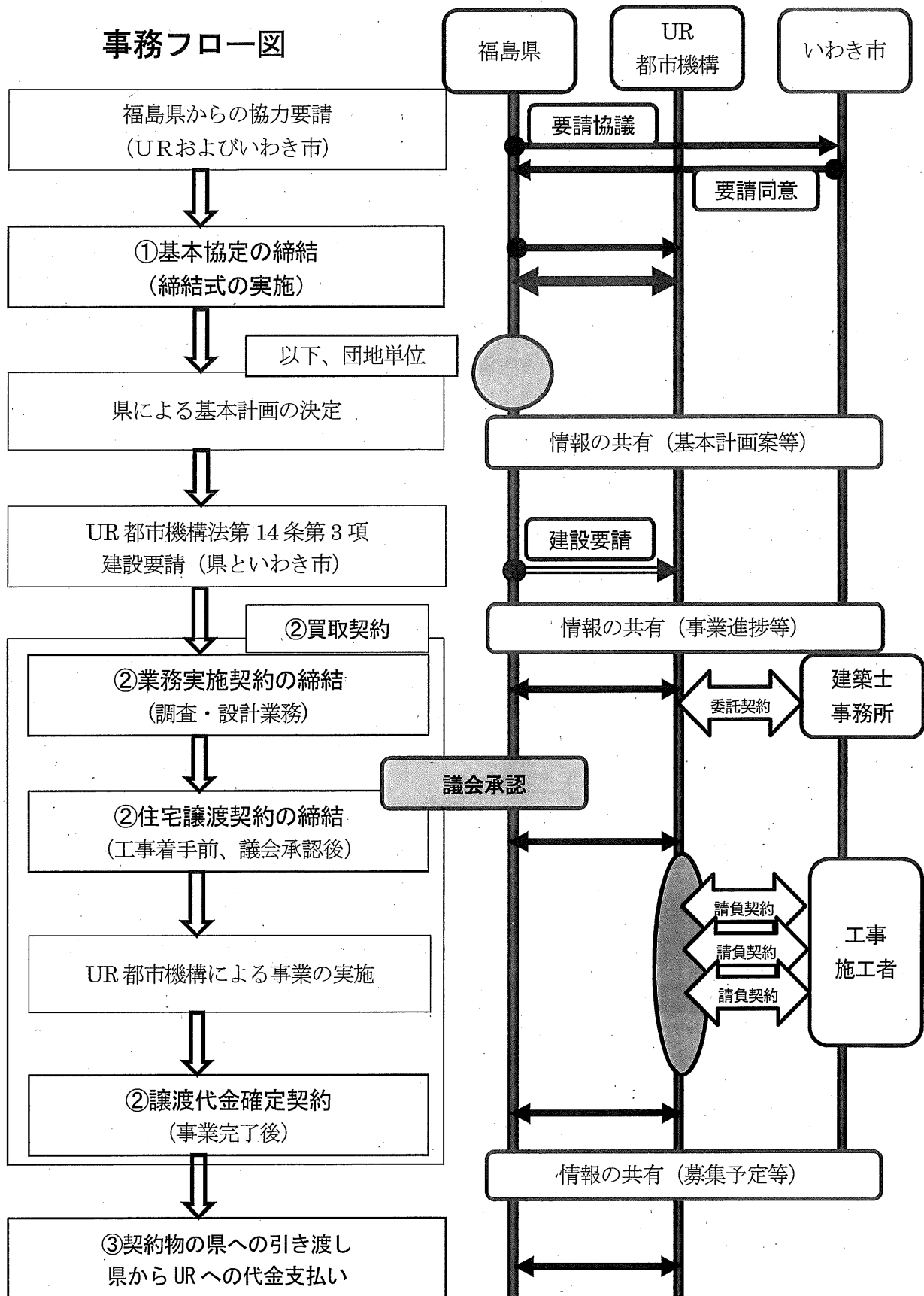
11 月 7 日 福島県から UR 都市機構への協力要請

11 月 26 日 福島県と UR 都市機構の協定締結 (協定締結式の実施)

平成 26 年 4 月下旬 福島県といわき市から UR 都市機構への建設要請

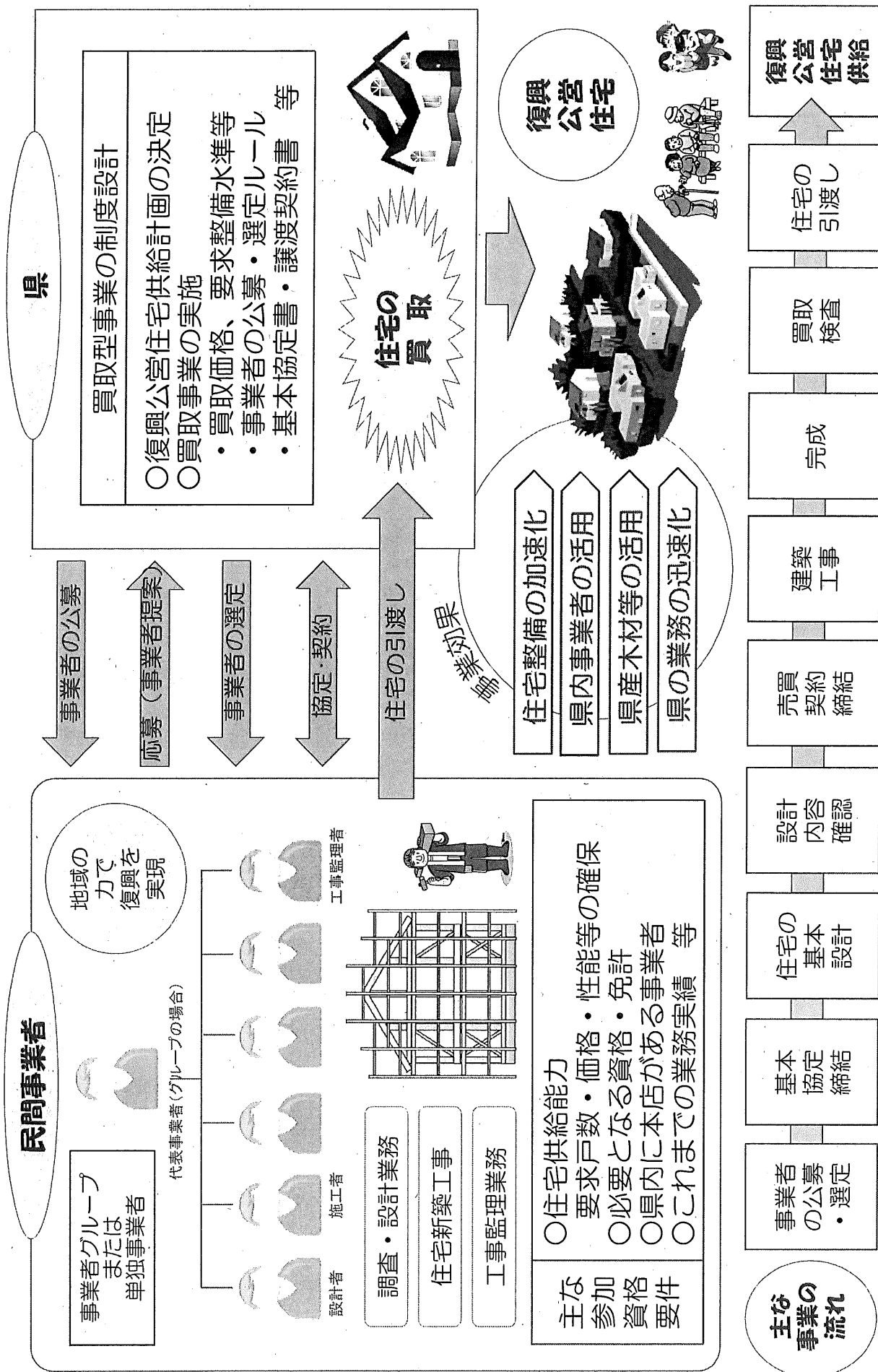
県営復興公営住宅供給に係る UR 都市機構による整備事業の流れ

事務フロー図



「福島県買取型復興公営住宅(木造住宅)整備事業」事業スキーム(案)

～民間事業者が設計・建設した木造住宅を、県が買い取り復興公営住宅として活用します～



主な参加資格要件

- 住宅供給能力
 - 要求戸数・価格・性能等の確保
 - 必要となる資格・免許
 - 県内に本店がある事業者
 - これまでの業務実績 等

